

月例研究会（2009年4月2日）

労働の規制緩和と再規制

五十嵐 仁

本報告の課題は、新自由主義的な労働の規制緩和が、いつから、どのようにして、「反転」していったのか、その背景と要因を分析し、労働の規制緩和から労働再規制に向けての動きを検討することにある。このような反転がどこまで進展しているのか、また、それはどのような方向をめざすべきなのか。現段階の評価と今後の方向についても、私見を明らかにした。

報告は、①労働における規制緩和の進展、②反転の開始—その背景と要因、③反転の拡大と進展、④現段階と展望—労働再規制の目標と課題という4章構成でなされた。反転のプロセスは、政治・経済・社会・国際面における変化、マスコミと労働運動による働きかけを背景に、自民党雇用・生活調査会の発足、経済財政諮問会議内での意見の違い、労働改革専門調査会と規制改革会議やタスクフォースとの違い、「今井・宮内論争」に示される財界内での違いなど、「政官財」の内部で分岐した多様な勢力間の複雑な作用によって生じたこと、その結果、規制緩和の急先鋒だった規制改革会議は孤立し、経済財政諮問会議は地盤沈下していったことが明らかにされた。

討論の中では、①「反転」というよりも「リセット」というとらえ方もあるのではないのか、②「恐慌」と言って良いのか、③規制改革の中身をどう考えるか、④再規制そのものはそれほど進んでいないのではないのか、⑤規制しても脱法行為は絶えないから実効性を持たせることが

重要ではないか、⑥派遣法の見直しは対象業務の限定だけで良いのか、⑦「反転」の背景にある一般国民の不満をどう位置づけるのか、⑧「官僚の逆襲」をどう見るか、⑨反転のプロセスにおける主体、担い手には他にどのようなものがあるか、などの質問や指摘があった。

これに対する私の回答は、大要、以下のようものである。

①については、新自由主義的なアメリカ・モデル以前の日本の経営についても問題があり、「元に戻せばよい」というわけではない。②については、今の時点で恐慌といって良いのかが不明であるので、カッコ付きで「恐慌」とした。③については、「規制緩和＝善」という思いこみに問題があったのであり、それが必要にして適切な規制であるかどうかについては個別具体的に判断されなければならない。

また、④については、労働政策の再規制がそれほど進んでいるわけではないが、厚生労働省の通達など、非正規や派遣労働者の保護に向けての行政指導などはかなりやられるようになってきている。⑤については、抜け道や脱法を許さないような方策が重要であるが、だからといって新しい法律や制度は必要ないということにはならない。⑥については、緊急避難的には業種規制も必要かもしれないが、それと並行して、均等待遇の実現、失業者への安全網の確保、外部労働市場の整備などが重要である。

さらに、⑦については、社会的背景の一つとして国民の不満の高まりがあり、それが参院選などに示されたが、反転の起動因というよりは背景という位置付けだろう。⑧については、官僚には二面性があり、労働者保護や公正の確保という面だけでなく自己保身や省益の回復などという目論見もあったのではないのか。⑨については、反貧困運動に取り組んでいるNPOや市民団体は大きな役割を果たしており、今後の動向が注目される。

（いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所教授）